

平成 25 年 6 月 28 日
自 動 車 局

荷台を架装する前の貨物自動車（キャブ付きシャシ）の認定制度をつくります。

「製造過程自動車の型式認定に関する規程（仮称）（国土交通省告示）」
等に係る意見募集について

キャブ付きシャシ（荷台を架装する前の貨物自動車をいう。以下同じ。）については、製造過程自動車（製造の過程にある自動車をいう。以下同じ。）として市場において販売・購入されており、ディーラーやユーザー等が必要な架装を行っているところですが、現在、キャブ付シャシを含めた製造過程自動車については、国が保安基準への適合性を確認する制度が存在していません。

このため、適正かつ円滑な取引を促進する観点から、キャブ付きシャシとして保安基準への適合性を確認するための型式認定制度を設け、その型式を認定することを通して、ディーラーやユーザー等が製造過程自動車を販売・購入するに当たって、保安基準への適合性を容易に確認することができることにより、取引の適正化・円滑化に資するものと考えています。

今般、国交省では、荷台を架装した後の状態で車両総重量が 7.5 トンを超える貨物自動車（披けん引自動車を除く。）を、キャブ付きシャシ自動車として、車両の型式ごとに認定する仕組みを作ります。（「製造過程自動車の型式認定に関する規程（仮称）（国土交通省告示）」）

つきましては、広く国民の皆様からご意見を賜るべく、本件に対する意見を以下の要領のとおり募集いたします。頂いた意見につきましては、担当部局においてとりまとめた上で、検討を行う際の資料とさせていただきます。なお、意見に対する個別の回答はいたしかねますので、あらかじめその旨ご了解願います。

問い合わせ先

自動車局審査・リコール課：海東、千葉

審査・リコール課：03-5253-8111（内線 42324）

直通 03-5253-8596

FAX 03-5253-1640

<意見公募要領>

1. 意見募集対象

「製造過程自動車の型式認定に関する規程（仮称）（国土交通省告示）」について
（別紙の事項）

2. 意見送付要領

住所、氏名、職業（会社名又は所属団体名）、電話番号を明記の上、次のいずれかの方法で送付して下さい。

（1）ファクシミリの場合

ファクシミリ番号：03-5253-1640

国土交通省自動車局審査・リコール課 あて

ファクシミリでのご意見の送付の場合は別添をご参照ください。

（2）郵送の場合

〒100-8918 東京都千代田区霞が関2-1-3

国土交通省自動車局審査・リコール課 あて

郵送でのご意見の送付の場合は別添をご参照ください。

（3）電子メールの場合

電子メールアドレス：g_TPB_GAB_SSA@mlit.go.jp

国土交通省自動車局審査・リコール課 あて

電子メールでの御意見の送付の場合はテキスト形式として下さい。

3. 意見募集期限

平成25年6月28日から平成25年7月29日まで（※必着）

4. 注意事項

頂いた御意見の内容については、住所、電話番号を除き公開される可能性があることをご承知おき下さい。（匿名を希望する場合は、意見提出時にその旨お書き添え願います。）

また、電話によるご意見への対応、ご意見に対する個別の回答は致しかねますので、予めその旨ご了解願います。

意見提出様式例

氏名	(フリガナ)
住所	
所属	(団体名) (部署名)
電話番号	
電子メール アドレス	
ご意見	(ご意見)
	(理由)